

奈良県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十六号

奈良県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

奈良県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「会派（」の下に「所属議員が一人の場合を含む。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（会派及び議員の責務）

第一条の二 会派及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その用途を明確にすることにより県民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 会派は、政務活動費の適正な使用を確保するため、その使用について当該会派に所属する議員を指導監督しなければならない。

（議長の責務）

第一条の三 奈良県議会議長（以下「議長」という。）は、政務活動費制度の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

第三条中「（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）」を削る。

第五条に次の一項を加える。

3 政務活動費の交付を辞退しようとする議員は、あらかじめ、書面によりその旨を議長に届け出なければならない。

第七条第二項中「生じたとき」の下に「若しくは第五条第三項の規定により議員から政務活動費の交付を辞退する旨の届けがあったとき」を加える。

第十条第一項中「議員は」の下に「、使途の透明性を図り、県民に説明する責任を果たすため」を加え、「別に定める様式により」を「政務活動費の支出に係る領収書その他議長が規程で定める書類並びに収入及び支出に係る会計帳簿の写し（以下「領収書等」という。）を添付して」に改め、「、領収書の写し（社会慣習その他の事情によりこれを徴しがたいときは、別に定める様式による支払証明書）及び議長が別に定める書類

（以下「領収書等」と総称する。）を添えて」を削る。

第十二条第一項中「領収書等」の下に「（以下「収支報告書等」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 何人も、議長に対し収支報告書等の写しの閲覧を請求することができる。

第十二条に次の二項を加える。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等の写しに記載されている情報のうち、奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）第七条各号に掲げる情報を除き、閲覧に供するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、議長は、収支報告書等の写しをインターネットの利用により公表するものとする。

第十三条を次のように改める。

（議長の調査等）

第十三条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、必要に応じてその内容の調査を行うものとする。

2 議長は、前項の調査を行うため、議長が指名する三名以内の学識経験を有する者等をもって構成する奈良県議会政務活動費第三者機関（以下「第三者機関」という。）を置く。

3 議長は、収支報告書等に関し、第三者機関に必要な調査等を行わせることができる。

4 前二項に定めるもののほか、第三者機関の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が定める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（議長の勧告及び命令）

第十三条の二 議長は、前条の調査の結果、必要があると認めるときは、会派又は議員に対し、収支報告書の内容を是正すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた会派又は議員が、正当な理由なく当該勧告に応じない場合には、議長は、当該会派又は議員に対し、相当の期間を定めて収支報告書の内容を是正すべきことを命じることができる。

3 議長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、第三者機関の意見を聴くとともに、当該命令を行おうとする会派又は議員に対し、十分な弁明の機会を与えなければならない。

4 議長は、第二項の規定による命令を行ったときは、当該命令の内容を公表するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）第十条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務活動費について適用し、施行日前にこの条例による改正前の奈良県政務活動費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

3 新条例第十二条の規定は、前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第十条第一項に規定する収支報告書及び領収書等について適用する。